（ 公 印 省 略 ）

教 委 体 第 587 号
令和 2 年 5 月 29 日

公益財団法人大分県スポーツ協会
大分県スポーツ少年団本部
本部長　牧　和 志 殿

大分県教育庁体育保健課
課 長　加 藤 寛 章

スポーツ少年団の活動再開について（第２報）

上記のことについて、貴本部登録の各市町村本部長に対し、別添（写）のとおり通知しましたのでお知らせします。

大分県教育庁体育保健課生涯スポーツ班
〒870-8503　大分市府内町3-10-1
TEL　097-506-5645　笠木　敏行

写

（ 公 印 省 略 ）

教 委 体 第５８７号
令和 ２ 年 ５ 月 ２９ 日

各市町村体育・スポーツ協会
スポーツ少年団本部長　殿

大分県教育庁体育保健課
課 長　加 藤 寛 章

スポーツ少年団の活動再開について（第２報）

大分県教育委員会では、この度、新型コロナウイルス感染拡大防止に向け、「運動部活動再開にあたっての留意事項」及び「部活動通常活動に向けてのロードマップ」を別紙のとおり作成いたしました。

つきましては、スポーツ少年団の活動再開に当たり、参考にしていただき、可能な限り感染症対策を行った上で適切な活動が実施されますよう登録の各単位団に対する御指導をお願いいたします。

大分県教育庁体育保健課生涯スポーツ班
〒870-8503　大分市府内町3-10-1
TEL　097-506-5645　笠木　敏行

令和２年５月２６日
体　育　保　健　課

【運動部活動再開にあたっての留意事項《フェーズ１》】

６／１～

※新型コロナウイルス感染症防止のため、部活動を行う際には、次の点を厳守すること。

❶「３密」が重なることを回避する。
①換気の悪い**「密閉」**空間
②近距離での**「密接」**した会話
③多くの人の**「密集」**する場所
❷身体接触がある活動は当分の間禁止する。
❸活動時間や休養日等は、「大分県の運動部活動の在り方に関する方針」及び各校の方針に準拠する。
❹合宿、他校との交流（合同練習や対外試合）は当分の間禁止する。
❺感染防止対策が十分にとれない場合は活動を見合わせる。

【具体的な留意事項】

○朝の検温、手洗い、手指の消毒、咳エチケット、うがいなど、感染防止対策を徹底すること。

○運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意すること。また、生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導すること。

○マスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じること。

○体育館など屋内で実施する場合は、常時換気するとともに、消毒液の使用（消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒）を徹底すること。また、短時間で少人数グループによる交替利用など、可能な限り身体的距離が２ｍ程度確保できるよう工夫すること。その際、呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避けること。

○部室の使用は短時間での使用を心がけ、特に更衣については、例えば教室も使用するなど「３密」が重ならないよう工夫すること。

○用具については、使用前に消毒を行うこと。

○タオル、コップ等は共用しないこと。

《新型コロナウイルス感染症対応》「部活動通常活動」に向けての【ロードマップ】

R2.5.26　体育保健課　文化課

主な内容

フェーズ1　6／1～14（月）　（日）

- ❶大分県の「運動・文化部活動の在り方に関する方針」に準じて活動する。
- ❷身体接触のある活動は禁止する。
- ❸合宿、他校との交流（合同練習や対外試合）禁止する。

変更

フェーズ2　6／15～28（月）　（日）

- ❷身体接触のある活動を認める。
- ❸県内の他校との交流（合同練習や対外試合）1校対1校の形式に限り認める。
- ❸合宿、県外遠征は禁止する。

変更

フェーズ3　6／29（月）～

- 通常活動！
- ❸他校との交流（合同練習や対外試合）を３校以上合同で実施する場合も認める。
- ❸合宿、県外遠征を認める。

《３密》をはじめとする感染症対策の徹底！

中央競技団体等が示す制限事項がある場合は、それを優先する。